

事 務 連 絡
平成28年5月30日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局振興課

居 宅 介 護 支 援 に お け る 特 定 事 業 所 集 中 減 算
（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成28年4月1日より居宅介護支援における特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところですが、通所介護と地域密着型通所介護の取扱いについて別紙のとおり整理しましたので、貴県又は貴市におかれましては、管内市（区）町村、関係団体、関係機関等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

（照会先）

厚生労働省老健局振興課

人材研修係

電話 03-5253-1111（内線 3936）

(別紙)

特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて

問 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

(回答)

- 平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。